

道路運送車両法施行規則等の一部改正について

1. 改正の背景

自動車の新規登録等に係る手続における所有者等の負担の軽減等を図る観点から、これらの手続を電子情報処理組織を使用して行うことを可能とするため、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成16年法律第55号。以下「改正法」という。）が平成16年5月に成立しました。

改正法は平成16年5月26日に公布され、平成17年12月26日から施行することになっています。

これに伴い、かつ、所要の改正を行うために、以下のとおり関係省令の改正を行うことを検討しています。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両法施行規則の一部改正

電磁的方法による登録情報処理機関への譲渡証明書等に記載すべき事項の提供について、道路運送車両法第33条第4項の国土交通省令で定める方法は、電気通信回線を通じて送信する方法、又は磁気ディスクの交付その他これらに準ずる方法とすることを検討しています。

排出ガス検査終了証の電子化に伴い、必要な改正を行うことを検討しています。

登録情報処理機関における自動車損害賠償責任保険証明書、預託証明書及び排出ガス検査終了証に記載すべき事項に係る処理運用に関する規定を定めることを検討しています。

その他所要の改正を行うことを検討しています。

(2) 自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正

電磁的方法による登録情報処理機関への自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項の提供について、自動車損害賠償保障法第9条第2項の国土交通省令で定める方法は、電気通信回線を通じて送信する方法、又は磁気ディスクの交付その他これらに準ずる方法とすることを検討しています。

その他、自動車損害賠償責任保険証明書の電子化に伴い、必要な改正を行うことを検討しています。

(3) その他の関係省令の一部改正

譲渡証明書、完成検査終了証及び排出ガス検査終了証の電子化に伴い、申請書（OCRシート第1号様式）の改正を行う等、所要の改正を行うことを検討しています。

3. スケジュール

公布 平成17年10月上旬（予定）

施行 平成17年12月26日（予定）